

改正

平成28年3月29日市長決裁

日高市感謝状贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政の振興発展に寄与した個人及び団体に対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 感謝状は、日高市表彰規則（平成16年規則第20号）第2条に規定する表彰の基準に該当しないもので、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に贈呈することができる。

- (1) 地域活動を通じて、市政の振興発展に貢献したものの。
- (2) 文化活動・スポーツにおいて多大な功績を残し、市政の振興発展に貢献したものの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市行政に寄与したと市長が認めたものの。

(贈呈の時期)

第3条 感謝状は、随時これを贈呈することができる。

(記念品)

第4条 感謝状には、記念品を添えないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(贈呈に係る事務)

第5条 感謝状の贈呈に係る事務は、総合政策部政策秘書課にて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月19日から施行する。

附 則（平成28年3月29日市長決裁）

この決裁は、平成28年4月1日から施行する。